

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員の再雇用に関する規程

平成20年1月24日
規程第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員就業規則（平成16年規則第2号。第16条において「就業規則」という。）第17条の2第2項の規定に基づき、定年による退職後、引き続き国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）に再雇用される職員（以下「再雇用職員」という。）の就業に関し必要な事項を定める。

(定義)

第1条の2 再雇用職員は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。

- (1) 1週間につき40時間、1日につき8時間の所定勤務時間で再雇用される職員 定時再雇用職員
- (2) 1週間につき35時間、1日につき7時間の所定勤務時間で再雇用される職員 短時間再雇用職員

(標準業務)

第1条の3 定時再雇用職員の標準的な業務の内容は、次の表の左欄に掲げる職責区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

職責区分	標準的な業務の内容
I種	特に高度の専門的知識又は管理者としての知識若しくは経験を必要とする業務
II種	高度の知識又は経験を必要とする業務

2 短時間再雇用職員の標準的な業務の内容は、定型的な業務とする。

(雇用契約の期間等)

第2条 再雇用職員の雇用契約の期間は、当該雇用契約の始期の属する会計年度の範囲内で、個々の再雇用職員ごとに定める。

2 前項の雇用契約の期間又はこの項の規定により更新された雇用契約の期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

(再雇用の上限年齢)

第3条 前条に規定する雇用契約の期間の末日は、満65歳に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

(試用期間)

第4条 再雇用職員には、試用期間を設けないものとする。

(勤務条件の明示)

第5条 本学は、再雇用職員の採用又は更新に際して、次の事項を記載した文書を交付する。

- (1) 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- (2) 給与に関する事項
- (3) 雇用契約の期間及び更新の基準に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻、所定勤務時間を超える勤務の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- (5) 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)
- (6) 安全及び衛生に関する事項
- (7) 災害補償に関する事項
- (8) 表彰及び懲戒に関する事項
- (9) 休職に関する事項

(休職)

第6条 本学は、再雇用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを休職にすることがある。

- (1) 刑事事件に関し起訴されたとき。
- (2) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、休職にすることが適当であると認めるとき。

(休職期間)

第7条 前条第1号に掲げる事由による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とし、雇用契約の期間を超えない範囲内とする。

2 前条第2号及び第3号に掲げる事由による休職の期間は、雇用契約の期間を超えない範囲内とする。

(給与)

第8条 再雇用職員の給与については、次条及び第10条に定めるもののほか、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程(平成16年規程第56号。第10条において「給与規程」という。)の定めるところによる。

(給与の種類等)

第9条 再雇用職員の給与は、基本給と諸手当からなるものとする。

2 定時再雇用職員の基本給の月額（以下この条において「基本給月額」という。）は、次の表の左欄に掲げる職責区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

職責区分	基本給月額
I種	307,000円
II種	270,000円

3 短時間再雇用職員の基本給月額は、192,000円とする。

4 再雇用職員に支給できる諸手当は、次の各号に掲げる手当とする。

- (1) 通勤手当
- (2) 超過勤務手当
- (3) 休日手当
- (4) 期末手当

5 前項第4号の期末手当の支給額は、次の表に掲げるとおりとする。

	6月期	12月期
支給額	基本給月額の1ヶ月分	基本給月額の1ヶ月分

（給与規程の適用除外）

第10条 再雇用職員には、給与規程第4条第2項第3号、第5条から第17条まで、第19条、第20条、第22条の2、第24条及び第31条から第33条までの規定は、適用しない。

（勤務時間、休日、休暇等）

第11条 再雇用職員の勤務時間、休日、休暇等については、次条から第14条までに定めるもののほか、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成16年規程第57号。第14条において「勤務時間規程」という。）の定めるところによる。

（所定勤務時間）

第12条 定時再雇用職員の所定勤務時間は、1週40時間、1日8時間とし、休憩時間は、60分間とする。

2 定時再雇用職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間の時間帯は、次のとおりとする。

- (1) 始業時刻 午前8時30分
- (2) 終業時刻 午後5時30分
- (3) 休憩時間 正午から午後1時00分まで

3 短時間再雇用職員の所定勤務時間は、1週35時間、1日7時間とし、休憩時間は、60分間とする。

4 短時間再雇用職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間の時間帯は、次のとおりとする。

- (1) 始業時刻 午前9時30分
- (2) 終業時刻 午後5時30分
- (3) 休憩時間 正午から午後1時00分まで

5 業務上の必要がある場合又は再雇用職員から申出があった場合で、学長が特に必要と認めるときは、第1項又は第3項に定める当該再雇用職員の1日の所定勤務時間を超えない範囲内で、前各項の始業及び終業の時刻並びに休憩時間及び休憩時間の時間帯を変更することができる。

(年次有給休暇の繰越し)

第13条 定年退職に引き続き再雇用職員となった者の年次有給休暇は、当該退職時においてその者が有していた年次有給休暇の日数及び時間数とする。

2 雇用契約の期間が更新された場合の年次有給休暇は、当該更新された日の前日においてその者が有していた年次有給休暇の日数及び時間数とする。

(勤務時間規程の適用除外)

第14条 再雇用職員には、勤務時間規程第3条、第6条、第7条の2及び第10条から第13条は、適用しない。

(退職手当)

第15条 再雇用職員には、退職手当を支給しない。

(就業規則の準用)

第16条 就業規則のうち、第9条(勤務評定)、第14条(復職)、第20条(解雇)、第20条の2(解雇制限)、第21条(解雇された者の責務)、第23条(サービスの根本基準)、第24条(法令の遵守等)、第25条(信用失墜行為の禁止)、第26条(守秘義務)、第27条(倫理の保持)、第28条(ハラスメントの防止)、第28条の2(障害者に対する差別の禁止)、第33条の2(テレワーク)、第34条(出張)、第35条(表彰)、第36条(懲戒)、第37条(懲戒の種類)、第38条(訓告等)、第39条(損害賠償)、第40条(安全及び衛生に関する措置)、第41条(安全及び衛生教育)、第42条(非常災害時の措置)、第43条(安全及び衛生に関する遵守事項)、第44条(健康診断)、第45条(就業の禁止)、第47条(福利厚生施設の利用)、第48条(業務災害)、第49条(通勤災害)及び第51条(職務発明及び権利の帰属)の規定は、再雇用職員に準用

する。

(有期契約職員就業規則の準用)

第17条 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学有期契約職員就業規則(平成16年規則第3号)のうち、第8条(退職)、第9条(職員からの申出による退職)、第10条(退職者の責務)、第29条(育児休業)及び第30条(介護休業)の規定は、再雇用職員に準用する。

附 則

この規程は、平成20年1月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月25日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の再雇用に関する規程の規定は、平成21年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。